



保健福祉課 健康増進係から

検診 「子宮頸がん・乳がん・骨粗しょう症検診」を行います

5年度最後の検診

町では、女性の健やかな生活を応援するため女性検診を実施しています。定期的に検診を受けることで、がんを早期に発見して適切な治療を行うことができ、がんによる死亡率の減少につながります。乳がん検診(マンモグラフィ検査)と子宮頸がん検診の自己負担額は1つの検診につき500円です。ワンコイン検診として期間限定で実施していますので、今年度まだ受診していない方はぜひ受診しましょう。

【検診日・場所・受付時間】

- 12月21日(木) 鶴田保健センター(午前)
・受付時間 9時～10時20分
- 12月21日(木) 薩摩農村環境改善センター(午後)
・受付時間 13時～14時20分
- 12月22日(金) 宮之城保健センター
・受付時間 9時～10時20分
13時～14時20分
- 12月23日(土) 宮之城保健センター
・受付時間 9時～10時20分
13時～14時20分

【検診機関】

鹿児島県民総合保健センター(検診車)

【検診内容】

■子宮頸がん検診

- 内容 問診・視診・子宮頸部の細胞診
- 対象 今年度未受診の20歳以上の女性
(平成16年4月1日以前に生まれた方)
- 料金 500円 ※平成14年4月2日～平成15年4月1日生(21歳)は無料

■乳がん検診

- 内容 問診・マンモグラフィ検査
- 対象 今年度未受診の40歳以上の女性
(昭和59年4月1日以前に生まれた方)
- 料金 40歳代・・・500円(2方向)
※昭和57年4月2日～昭和58年4月1日生
(41歳)は無料
50歳以上・・・500円(1方向)

■乳がん検診(乳腺超音波検査)

- 内容 乳腺超音波検査
- 対象 今年度未受診の20歳以上の女性
(平成16年4月1日以前に生まれた方)
- 料金 3,400円 (※ワンコインがん検診対象外)

■骨粗しょう症検診

- 内容 問診・かかとの骨密度測定
- 対象 今年度未受診の40歳以上の女性
(昭和59年4月1日以前に生まれた方)
- 料金 900円 (※ワンコインがん検診対象外)

※令和6年4月1日時点年齢で40・45・50・55・60
65・70歳の女性は無料

【受診・申込み方法】

既に申込みをされた方には11月下旬に受診票を郵送しました。

申込みをしていない方は、健康増進係へご連絡ください。

※混雑を避けるため、公民会ごとに受付時間を指定しています。受診票に記載してある時間を必ずご確認ください。ご都合が悪い方は、他の日程の受付時間内にお越しく下さい(連絡不要)。



<お問い合わせ先>

さつま町役場
保健福祉課 健康増進係
電話：(0996)24-8933
窓口：本庁1階6-①番

農政課 畜産係から

届出

ミツバチを飼っている方は毎年
飼育届の提出が必要です

ミツバチを飼育している方は、毎年1月末までに飼育届の提出が義務付けられています。今年提出されている方であっても、来年も引き続き飼育される方は、改めて提出が必要です。

【対象者】

ミツバチの巣箱を設置している全ての方
※花粉交配用に使用する時期だけ飼育する方は対象外です。

【提出期限】

令和6年1月31日(水)

【提出先】

役場農政課畜産係または北薩地域振興局農政普及課畜産振興係

※届出書は、役場本庁と各支所にあります。

【その他】

- ・飼育届は、飼育許可ではありません。
- ・事前に飼育場所の近隣住民の方から理解を得るようにお願いします。

<お問い合わせ先>
北薩地域振興局
農政普及課 畜産振興係
電話:0996-25-5531

農政課 農業政策係から

募集

紙漉き体験の参加者募集!
～鶴田手漉和紙～

さつま町グリーン・ツーリズム協議会による紙漉き体験を開催します。鹿児島県の伝統的工芸品として指定されている昔ながらの製法が受け継がれた「鶴田手漉和紙」を体験してみませんか?

【日時】

12月17日(日)
午後1時30分～午後3時

【場所】

鶴田手漉和紙工房(神子区大俣)

【参加料】

1,000円(1人当たり)

【定員】

10人(先着順)

【申込方法】

12月14日(木)まで
電話でお申込みください。



<申込み・お問い合わせ先>
さつま町役場 農政課 農業政策係
電話:(0996)24-8942
窓口:本庁 別館1階

農政課 農業政策係から

防除

サツマイモ基腐病対策の徹底を ～一部発生がみられます～

サツマイモ基腐病は、町内でも一部発生がみられます。基腐病菌は収穫後の残さで越冬し、翌年の発生源となります。収穫後は、残さを持ち出し、速やかな耕うんにより残さの分解を促進しましょう。

【種いもの蒸熱消毒】

種いもの選別後は、できる限り早期に貯蔵前(原則として、9月～11月)のまだ暖かい時期に蒸熱消毒を行い、蒸熱消毒直後は、表皮が柔らかく傷つきやすいので丁寧に取り扱しましょう。

【育苗床の後片付け】

育苗残さをできる限り持ち出し、残さの分解を促進するため、採苗終了から月に1～2回耕うんしましょう。

【育苗床の土壌消毒】

地温15℃以上かつ適正な水分を確保した土壌にバスマイド微粒剤等をまき、土壌混和し、ビニールで全面被覆しましょう。

<お問い合わせ先>
さつま町役場 農政課 農業政策係
電話:(0996)24-8942
窓口:本庁 別館1階

案内 事業所得がある方へ ～事業所得と業務に係る雑所得の区分の明確化について～

国税庁の通達により、事業所得と業務に係る雑所得の区分が明確化されました。

- ◆ 個人で事業(営業・農業・不動産)等を行う全ての方(所得税及び復興特別所得税の申告の必要がない方を含みます。)は、記帳と帳簿書類の保存が必要です。
- ◆ 令和6年1月1日以降に行う電子取引(請求書や領収書などに関する電子データの送付・受領を電磁的方式により取引)については、その電子データを一定の保存要件に従って保存する必要があります。

■記帳・帳簿保存制度と事業所得・業務に係る雑所得の関係性

◎平成26年1月より記帳・帳簿等の保存制度の対象者が次のように拡大

事業所得を生ずべき業務を行う全ての方(所得税の申告の必要がない方を含む)

◎令和4年1月より記帳・帳簿の作成保存の状況により、雑所得として取り扱う場合が生じることに

300万円以下の事業収入の取り扱いについて、令和4年1月1日から生ずる収入のうち、雑所得の区分が明確化され、これまで、事業所得として取り扱ってきた農業または営業について、日々の帳簿の作成(記帳)や帳簿書類の保管の有無により雑所得として取り扱うケースが生じることとなりました。(記帳・帳簿の保存がない場合は原則、雑所得での申告となり、他の所得との損益通算ができません。)

<事業所得と雑所得(業務)の区分>

収入金額	記帳・帳簿書類の保存あり	記帳・帳簿書類の保存無し
300万円超	社会通念で判断	社会通念で判断
300万円以下	※おおむね事業所得に区分される	雑所得(業務)

※前年に事業所得を申告されている方には経営調書を12月上旬に送付します。令和5年中に新たに事業を始めた方や廃止した方は、役場町民税係までご連絡ください。

＜お問い合わせ先＞
 さつま町役場 税務課 町民税係
 電話:(0996)24-8922
 窓口:本庁1階2番

案内 クリーンセンター特別開場のお知らせ ～年末の大そうじはお早めに！～

今年も残りわずかととなり、各家庭では年末の大そうじの時期となりました。例年この時期には、大そうじなどに伴って大量のごみが出されることから、クリーンセンターを特別開場します。

【クリーンセンターの特別開場日】

- 開場日 12月17日(日)・24日(日)
- 時間 午前8時30分～正午
午後1時～午後3時
- 搬入できるごみ 可燃・不燃・資源
※12月29日(金)は閉場日です。

【年末・年始の収集日】

- 年末の収集日 12月29日(金)まで
 - ・収集する地区 金曜日収集地区
 - ・収集するごみ 可燃ごみ
- 年始の収集日 1月4日(木)から
 - ・収集する地区 木曜日収集地区
 - ・収集するごみ 可燃ごみ

■ごみは分別をしてから持ち込みましょう

年末は、平日でもクリーンセンターへの来場者が多く、搬入車の渋滞が予想されますので、時間にゆとりを持ってお越しになるか、年末を避けなるべく早い時期にお持ち込みください。

なお、場内での作業を円滑に行うため、搬入される際はごみを分別してから持ち込んでください。

★年末のクリーンセンターへの直接搬入は12月28日(木)まで、新年は、1月4日(木)からとなります。

＜お問い合わせ先＞
 さつま町役場 町民環境課 環境センター係
 電話:(0996)53-0013(直通)

健診 お口元気歯ッピ健診を受けよう ～対象者は無料です～

鹿児島県後期高齢者医療広域連合では、今年度 76 歳及び 80 歳の誕生日を迎えられる後期高齢者医療の被保険者を対象に、口腔健診(お口元気歯ッピ健診)を実施しています。

対象者には6月初めに受診券(オレンジ封筒)を送付しています。健診を受けるときは、あらかじめ県内の歯科医療機関へ問い合わせを行い予約の上、ご受診下さい。

【目的】

高齢期になると知らず知らずのうちに飲み込みの機能が低下し、窒息や肺炎の原因となります。この健診は、口腔機能の低下を未然に防ぐことによりいつまでも健康で、おいしく食べていただくための有効な健診です。

【健診期間】

6月1日(木)～令和6年1月31日(水)

【健診内容等】

歯周病や義歯の検査及び飲み込みの機能の診査・指導など

○受診回数 健診期間内で1回

○健診料 無料

※受診券を紛失された方は、受診券の再発行を行いますので、お問い合わせ先までご連絡下さい。

【対象者】

今年度 76 歳及び 80 歳のお誕生日を迎える方
 ※昭和 18 年4月1日～昭和 19 年3月 31 日生まれ、
 昭和 22 年4月1日～昭和 23 年3月 31 日生まれの
 被保険者



＜お問い合わせ先＞

○県後期高齢者医療広域連合
 業務課保健事業班
 電話:099-206-1329

○さつま町役場
 保健福祉課 保険係
 電話:(0996)24-8932
 窓口:本庁1階6-②番

補助 中小製造事業者への電力料金高騰対策支援金 ～申請は 12 月 27 日まで～

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、電力料金の高騰の影響を強く受けている町内の中小製造事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で臨時に支援金を交付します。

【対象者】

- ①町内に工場を保有し事業活動を行っている個人または法人格を有する中小企業(みなし大企業は除く)
- ②日本産業分類の大分類E「製造業」に区分されている(製品の「製造加工」を行う事業所であると確認できる)
- ③高压電力または特別高压電力で受電契約している。

【交付額】

令和4年4月以降の連続する4か月間と前年同期との電力料金の差額を3倍(年間分算出)した額の2分の1の額(上限額 50 万円)

【申請方法】

申請書に必要な事項を記載し、申込み先へ郵送または、窓口へ提出してください(期限まで必着)

※申請書は、町ホームページからダウンロードするか、ふるさと振興課企業誘致係にあります。 QRコード⇒



【申請期限】

12 月 27 日(水)まで

＜申込み・お問い合わせ先＞

〒895-1803 さつま町宮之城屋地 1565 番地 2
 さつま町役場 ふるさと振興課 企業誘致係
 電話:(0996)26-1823
 窓口:本庁 2 階 8 番